

平成28年度

政務活動費 収支報告

最近話題の
政務活動費ってなに？

政務活動費とは、地方自治法に基づき、市長が議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものです。その交付額や交付対象については坂出市議会政務活動費の交付に関する条例で定めており、各会派に対し所属議員1人当たり年額25万円を交付しています。



(単位 円)

会派名	市民グループ 未来の会	新政会	公明党 議員会	市民の声	改進の会	日本共産党 議員会	新緑	市民と共に
会派人数	8人	4人	2人	2人	1人	1人	1人	1人
交付額	2,000,000	1,000,000	500,000	500,000	250,000	250,000	250,000	250,000
使 途 の 内 訳	調査研究費	0	0	0	0	0	0	0
	研修費	39,320	0	109,548	406,352	0	0	228,000
	会議費	0	0	0	0	0	0	0
	調査旅費	1,147,470	477,766	0	44,200	0	0	22,000
	要請・陳情活動費	0	0	0	0	0	0	0
	資料作成費	0	0	0	0	0	0	0
	資料購入費	0	25,000	18,164	0	0	0	0
	広報費	0	0	0	0	0	250,000	0
	広聴費	0	0	0	0	0	0	0
	人件費	0	0	0	0	0	0	0
残額(払戻)	813,210	497,234	372,288	49,448	250,000	0	250,000	0

※平成29年3月31日現在の会派について掲載しています。

ちょっと
気になる

政務活動費 って、どんなことに使えるの？

会派が行う調査研究、研修、各種会議への参加、広報、広聴、要請・陳情活動など、市政の課題や市民の意見を把握し、市政に反映するための活動等が対象になります。政党活動、後援会活動、私人としての活動のための経費等は対象となりません。

本市の平成28年度実績では、先進地視察や研修などの経費(約89.4%)、広報紙作成等の経費(約9.0%)、図書や資料等の購入などの経費(約1.6%)に使われています。

政務活動費 って、領収書は添付されてるの？

毎年度終了後に、領収書の写し等の証拠書類を添付した収支報告書を議長に提出することになっています。議長が収支報告書の内容を確認した後、市長へ収支報告書の写しを送付します。残額があった場合はすべて市長へ返還します。

平成29年度交付分から、さらなる透明性確保のため、収支報告書に加えてすべての領収書をホームページで公開します。(平成30年5月ごろ公開予定)